

巻頭言

ごあいさつ

理事長 高橋 康夫

昨年6月9日の理事会においてご推薦を賜り、同日付で本協会の代表理事（理事長）に就任いたしました。遅くなりましたが、一言ごあいさつを申し上げます。

平成22(2010)年4月から7年あまりにわたって本協会の運営にご尽力いただいた理事長加藤邦男先生と常務理事西本孝一先生は、同じ昨年6月9日付で退任され、ともに本協会の名誉顧問に就任されました。両先生の益々のご健勝をお祈りするとともに、今後も相変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。また、理事今村祐嗣先生が同日付で代表理事（常務理事）に、京都大学大学院教授林康裕先生が理事に就任されました。

新任の高橋と今村常務理事、林理事、そして銚井修一理事、中尾正治理事の5名が誠心誠意をもって本協会の運営にあたらせていただきますので、これまでと同様にご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成最後の年である平成30(2018)年は、当協会にとって創立以来63年、現在の建物に新築移転して45年、協会誌を創刊して18年、一般財団法人となって6年ということであり、とくに記念すべき節目の年というわけではありません。しかしながら、協会を取り巻く外部環境はかなり大きく変わりつつあり、ひょっとすると、十数年後になって協会の変化のはじまりの年であったことがわかるのではないかと、いう気がすることもあります。

文化財建造物（未指定・未登録を含む）をめぐる大きな変化の一つは、文化庁の京都全面移転でしょう。2021年度までに文化庁長官ほか、現在の職員の7割にあたるおよそ250人以上の職員が京都府警本部本館（京都市上京区）へ移転するという事です。これを受けて京都府も京都市も新たな文化財保護施策を打ち出していますが、そもそも文化庁の本体が京都に移ることが、国宝・重要文化財建造物が多数集積する京都府・滋賀県・奈良県などの保存修理体制にどのような影響を及ぼすことになるのか——現状のままか、あるいは大きな変更があるのか——ということも、気になるところです。

もう一つは、この3月に閣議決定された文化財保護法の改正案と地方教育行政法の改正案で、文化財を活用した地域振興の推進を趣旨とするものです。文化財建造物にかかわりがある事項をあげると、市町村が文化財の保存・活用のための方針や必要な措置などの地域計画を定めて、あるいは個々の国指定文化財の保存活用計画を定めて、国の認定を受け

ると、届け出だけで現状変更が可能になるということのようです。前者のいわば「文化財保存・活用地域計画」は、文化庁の「歴史文化基本構想」を制度化したものといえるでしょうし、また歴史まちづくり法(2008)における市町村の「歴史的風致維持向上計画」の策定と国による認定と同じような仕組みのようにも思えます。後者の「国指定文化財保存活用計画」とあわせて眺めると、とくに国指定文化財建造物について文化財価値を担保しつつ現状変更を含む保存・活用の計画を作成するのは市町村にとって簡単なことではないのではないかなど、いくつもの懸念が浮かんできます。こうした社会的な課題をサポートすることも文化財建造物の調査や修理にかかわる当協会の役割になるのかもしれませんが。

ところで、当協会は、「建築技術に関する調査研究を行い、あわせて建築技術の研究を助成し、その発展を図り、もって建築文化の向上発展に寄与することを目的とする」と、定款に記載されています。その目的を達成するために行う事業の大きな柱が、調査研究、研究の助成、文献の発行であることは、財団設立時から変わっていないといえてよいでしょう。変わったのは、もともとの〈建築技術〉に、〈文化財建造物、近代化遺産・近代産業遺産〉、また〈伝統的木造建造物の材料劣化〉が加わるなど、対象が広がったことです。さらに〈耐震・劣化等の診断技術者の養成、研修及び資格認定〉、〈建物耐震性能評価委員会などの委員会、研究会の設置〉、〈文化財建造物などの復元・保存・修理・活用・防災施設事業に関する設計監理業務〉などの事業も追加されています。これらの変化は当協会を取り巻く社会の動向を如実に映しだしているように思います。当協会は社会的な要請に応じて発展してきたともいえるでしょう。

これからも、文化庁の京都移転や文化財保護法の改正にとどまらず、現代社会の大きな動きに対応しつつ、広い意味の建築技術や建築文化の向上・発展に寄与すること、とくに地域の文化遺産の保存・活用を中核とする事業を行うことが当協会の大切な目的と考えています。当協会がいっそう充実し発展するために、理事一同微力ながら力を尽くす所存ですので、ご支援とご指導を賜りますよう、繰り返しお願い申し上げます。